独立行政法人自動車事故対策機構に係る年度計画

独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)の中期計画を実行するため、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条の規定に基づき、機構に係る平成15年10月1日から平成16年3月31日までの期間における年度計画を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1)組織運営の効率化

マネージャー制の導入のための検討委員会を設置し、現行の組織運営等の分析を行った上で、本部組織の一部においてマネージャー制を試行的に導入する。

(2) 人材の活用

適性診断業務において産業カウンセラー等の資格を取得した職員を全国 的に76人以上適正に配置するなど、職員を積極的に活用する。

また、職員の能力・実績をより適正に評価する仕組みを構築するための 検討委員会を設置し、現行の評価方法等の分析を行う。

(3)業務の運営の効率化

①指導講習業務

ア 専任講師と同様の講習を行う職員を育成するために、外部研修を 25人に対して実施するとともに、専任講師による講習の一部を行う 職員を育成するために、運行管理業務等に関する内部研修を10人に 対して実施する。

イ 汎用ソフトを活用した受講管理及び受講通知に関するプログラムの 作成と受講者データベースの入力作業を完了することにより、全国統

- 一の受講者管理システムを構築し、現在、職員が手作業により処理している案内通知、受講者集計業務等のIT化を行う。
- ウ 受講者が少ない開催場所を対象に、隣接県との共同講習を実施して2会場以上の集約化を行う。
- エ 講習内容の充実や受講者・事業者の利便性向上等により、自己収入 (平成15年度)を認可法人時の最終年度(平成14年度)より向上 させる。
- オ 以上の措置を講じることにより、自己収入比率(平成15年度)を 認可法人時の最終年度(平成14年度)より向上させる。

②滴性診断業務

- ア 現在、専門委員(大学教授等)により実施している特別診断及び特定診断 II の助言指導を行う職員の育成並びに当該職員によるカウンセリング業務の実施を通じた経費削減を平成18年度末までに行うために、基礎的研修を20人に対して実施する。
- イ 診断結果の統計業務のオンライン化を完了するとともに、業務のマニュアル化のための業務実態を分析する。
- ウ 診断内容の高度化や受診者・事業者の利便性向上により、自己収入 (平成15年度)を認可法人時の最終年度(平成14年度)より向上 させる。
- エ 以上の措置を講じることにより、自己収入比率(平成15年度)を 認可法人時の最終年度(平成14年度)より向上させる。

③重度後遺障害者に対する援護業務

(療護センター)

- ア 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。
- イ 適切な医療水準を確保した適正な看護師の配置の見直し、外部委託 を行っている定型的・単純作業における契約方法・内容の見直し並び に検査外来の増加に向けた実態把握及び施設の効率的な活用の方法の 策定を行い、既存病床の運営経費(平成15年度)について、認可法 人の最終年度(平成14年度)より節減する。

(介護料支給)

モデル支所において、現在職員が手作業により処理している支給額積 算業務について、汎用ソフトを活用した電子データ化を試行的に実施す る。

④交通遺児等への支援業務

- ア 債権管理規程を策定し、効果的な債権回収を行うことにより、債権回収率90%以上を確保するとともに、債権回収のマニュアル化を行うことにより効率的な債権回収を実施し、債権回収経費(平成15年度)について、認可法人の最終年度(平成14年度)比で3%程度に相当する額を削減する。
- イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するととも に、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホーム ページ等で公表する。

⑤情報提供業務

自動車アセスメントを適切なコストで実施するため、試験準備のため の試験器等の精度の確認項目数の削減を行い、試験毎の1台当たりの試 験実施費(平成15年度)について、認可法人の最終年度(平成14年 度) 比で1%程度に相当する額を削減する。

⑥業務全般

業務プロセスの見直しを実施し、業務運営の効率化を図るとともに、 一般管理費について、効率化に向けた組織体制及び給与体系の抜本的な 見直しを含む経費節減のための方策を策定する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 指導講習業務

- ① 一般講習を2回以上開催している全支所について、旅客・貨物別の業態別講習を実施するとともに、試行的に東京主管支所において事業規模別の講習を実施する。
- ② 特別講習における少人数受講者参加型のグループ討議を盛り込んだ講習、最新の事故事例の研究分析に基づく事故再発防止のための運行管理改善手法を盛り込んだ講習を全支所で実施する。また、試行的に東京主管支所をはじめとする10支所において視聴覚機器を用いた講習を実施する。
- ③ 本部及び全主管支所(沖縄支所を含む)に事故防止相談窓口を設置し、 事故防止コンサルティングに係る企業のニーズを収集するとともに、試 行的に2社程度の事業者に対して企業コンサルティングを実施し、コン サルティングを行うための知見の蓄積を行う。
- ④ 運行管理の現場における適性診断結果の利用実態の調査を行い、事業者の事業種別及び事業規模毎に、運行管理者による内部カウンセリング体制を構築するに当たっての問題点を把握する。

- ⑤ 受講者・事業者に対する調査を実施し、調査結果に基づき講習の実施 方法等の改善を含めた講習内容の充実を行う。
- ⑥ 以上の措置を講じることにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度(平成15年度)について、平成14年度に実施したプレ調査以上の評価を獲得する。

(2) 適性診断業務

① 自動視野測定器及び貸出し用自動診断機器について、東京主管支所管内において試行的導入及びその効果の検証を行い、その結果を踏まえて、自動視野測定機は全主管支所(沖縄支所を含む)に、貸出し用自動診断機器は全支所に本格的な導入を行う。

また、アイカメラ・シミュレーターについて、効果を検証するために 試作機の開発及び実験を行う。

② 性格テスト・安全運転態度テスト及びその結果に基づく助言内容を業態別に改良するとともに、最新の事故事例研究・分析に基づく診断技法について、全カウンセリング担当職員に対して研修を実施し、適性診断の質を向上させる。

また、運行管理者を対象とした適性診断活用講座の実施に向けて、実施マニュアルの策定を行う。

- ③ 産業カウンセラーの資格取得研修を計画的に実施し、適性診断担当職員の70%以上の職員に資格を取得させる。
- ④ 診断結果データを地域別、事業者別、業態別、年齢別に本部及び全支 所において出力可能なシステムを構築し、個人情報の保護を図りつつ、 事業者及び関係者に情報提供を行う。

- ⑤ 受診者・事業者に対する調査を実施し、調査結果に基づき診断の実施 方法等の改善を含めた診断内容の充実を行う。
- ⑥ 以上の措置を講じることにより、受診者・事業者に対する5段階評価 の調査における安全対策への支援効果に関する評価度(平成15年度) について、平成14年度に実施したプレ調査以上の評価を獲得する。
- (3) 重度後遺障害者に対する援護

(療護センター)

- ① 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリー・ ナーシングや高度先進医療機器による高度な治療・看護を実施し、脱却 者4名以上とする。
- ② 平成17年度開業に向け千葉療護センターに介護病床の整備を進めるとともに、入退院プロセスの構築を図るため、各療護センターの現状調査を行う。
- ③ 東北・中部療護センターにおいて、入退院による病床の稼働状況を勘案して可能な限り短期入院事業を行うとともに、岡山療護センターについても短期入院事業の実施に向けた環境整備を行う。
- ④ メディカル・ソーシャルワーカーにより、転院先情報の提供など患者 家族に対する支援や、療護センターにおいて行う介護に関する知識・技 術の情報の提供など在宅介護者に対する支援を強化する。
- ⑤ 療護センターにおいて実施されている遷延性意識障害者に対する高度な治療・看護の技術を一般病院に対して普及させるため、地元大学等との連携をとりながら5件以上の学会発表を行うとともに、新たに短期入院事業に協力する病院への働きかけとして実務研修を実施する。

⑥ 地域医療機関との連携を図り、4,500件以上の高度先進医療機器 の検査を受託する。

(介護料支給等支援業務)

- ① 被害者の状況に応じた介護料の支給及び一般病院への短期入院費用に 係る助成を行うことにより、効果的な被害者救済を図る。
- ② 介護相談窓口を全主管支所に設置し、介護福祉士等により積極的な相談支援を行うとともに、窓口に寄せられた相談内容から被害者のニーズの高い情報について、療護センターと連携を図りつつ、「介護だより」を通じて提供する。これらの措置を講じることにより、5段階評価の調査における重度後遺障害者の家族への相談支援に関する評価度(平成15年度)について、平成14年度に実施したプレ調査以上の評価を獲得する。

(4) 交通遺児等に対する支援業務

交通遺児等に対して経済的な支援を目的とした無利子貸付けを行うとともに、同制度の利用対象者の保護者や子供たちの交流の場である「友の会」を運営し、「友の会だより」の発行や「書道コンテスト」を全支所において実施することにより、精神的支援を強化する。これらの措置を講じることにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度(平成15年度)について、平成14年度に実施したプレ調査以上の評価を獲得する。

(5) 広報活動業務

① 被害者保護を推進する観点から、介護料支給業務及び交通遺児等貸付業務の案内パンフレット及びポスターを全市町村他関係機関に配布し、受給資格者及び貸付対象者に対し周知徹底を図る。

また、療護センターの業務に関するパンフレットを脳神経外科を主体とした病院に配布し、患者家族等への周知徹底を図る。

- ② 各損保会社等に協力依頼し、受給資格者に対し周知徹底を図る。
- (6) 自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝業務
 - ① 交通安全フェア等の各種催しにおける展示物及び配布物の改善等により、国や(社)日本損害保険協会等と協力しつつ、自動車損害賠償保障制度の周知宣伝活動を強化する。
 - ② 都道府県単位で実施されている交通安全等に関する催しに対して、支 所単位で参加し、自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝を行う。

(7)情報提供業務

- ① 効果的かつ公正なアセスメント事業を実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供し、安全性能に係る指標(車種類型別の総合評価(☆の数)の直近2カ年の平均値)(平成15年度)について、認可法人の最終年度(平成14年度)より、1%以上の改善を図る。
- ② パンフレットの配布について全国の市区町村役場等に協力要請を行い、配布箇所数(平成15年度)を認可法人の最終年度(平成14年度)以上とするとともに、利用者に対する調査を実施し、情報提供の内容の改善を図ることにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度に関する評価度(平成15年度)について、平成14年度に実施したプレ調査以上の評価を獲得する。
- ③ 歩行者が自動車に衝突された場合の被害軽減を促進するため、歩行者頭部保護性能のアセスメントを実施する。

また、側面衝突安全性能評価について、評価方法の改良を図るため、 米国、欧州、豪州等の文献調査及び国内の実事故データの統計分析を行 う。

- ④ 総合評価採用以降に実施した試験対象車種の事故データを調査・収集 するとともに、当該車種の評価試験結果との相関関係を解析する。
- ⑤ 海外のアセスメント関係機関との討論及び情報交換を積極的に行うと ともに、自動車の安全性に係る国際会議へ参加する。
- ⑥ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その 結果をホームページ等で公表する。
- 3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 別紙のとおり
- 4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,600百万円とする。

- 5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画なし
- 6. 剰余金の使途

剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、利用者サービス充実のための環境の整備、職員研修の充実に充てる。

- 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- (1) 施設及び設備に関する計画 別紙のとおり
- (2) 人事に関する計画
 - ① 方針

サービスその他業務の質の向上を図りつつ、業務全般における業務プロセスの見直しや集約化等を実施し、業務運営の効率化を図ることにより、計画的な削減を行い人員の抑制に努める。

②人材育成

指導講習業務における講師の育成や適性診断業務のカウンセリング技 術の向上を図るため、研修制度を充実し、職員の資質を向上させる。

③人員に関する指標

期初の職員数を維持する。